

趣旨説明

尹 龍 澤 (創価大学法科大学院教授)



左：尹龍澤教授，右：中川敏宏教授

ただ今ご紹介いただきました，創価大学の尹龍澤です。

専修大学法学研究所主催のシンポジウム『韓国の法と社会・歴史』によるこそお出でくださいました。実は，本日報告をしてくださいます3人の先生方はもちろん，司会をいただいている中川先生も，6年前に，韓国の法律に関心をもつ日本の研究者で結成いたしました「韓・朝鮮半島と法研究会」の中心的メンバーです。本日ご報告いただく3人の先生方は，いずれもそれぞれの大学で憲法や国際私法などを講義しておりますし，私も行政法を教えております。ただ，私はこの3人の先生方とは異なり，法科大学院というところで，司法試験に合格させるために，学生たちにひたすら行政法の判例と解釈を叩き込むという無味乾燥な講義をしていることもあり，このようなシンポジウムで深みのある報告は無理ではないかということで，報告の義務は免れました。しかし，報告者の先生方から研究会の代表幹事という立場にいる以上，「せめて趣旨説明くらいはするように」と命じられました。そこで，趣旨説明というほどの大層なものではありませんが，今回のシンポジウムの開催に際して，なぜ，韓国法を学ぶ必要があるのかについて，日ごろ感じているところを少しだけ述べさせていた

だくことにします。

ご存じのように、日本の法律の研究者は、明治の昔から今に至るまで、近代の法律学の基本を学ぶために、或いは現実の法律問題を解決するための解釈の参考として、更には立法の参考として、必ずと言っていいほど外国の法律学との比較研究をしています。それも殆どがアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどの欧米先進国の法律との比較であります。私自身も、大学院の修士課程までは、イギリスの法律学との比較研究をしておりました。そのような日本の法律学の中であって、なぜ私を含めて、今日の報告者の先生方は、敢えてお隣の国、韓国の法律を比較研究の対象として選択しようと思ったのでしょうか。実は、その動機こそが、「われわれは、なぜ韓国法を学ぶのか」、「なぜ学ぶ必要があるのか」、という質問に対する答えでもあります。私たちの研究会に参加していただいている先生方全員にお聞きしたわけではありませんが、私がお聞きした範囲内では、およそその研究の動機には、4つの類型があるように思います。

まず第1の類型としましては、私のように、両親が戦前の日本植民地時代に韓国から日本に渡って来た在日韓国人であるために、いわゆる「つぶしが効く」学問という言葉に惹かれて、何とはなしに法学部に進学したケースです。法学の勉強を始めてみて驚いたのは、平和憲法で守られた日本と南北に分断されている韓国の余りに対照的な現実であります。また、国際私法の授業の中では、外国人の結婚や相続には本国法が適用されると教えられて、日本で生まれ育ったにもかかわらず、自身の結婚や相続については日本法ではなく韓国法が適用されることを初めて知り、「いったい、私はどういう人間なんだろう」という、自らのアイデンティティの問題に直面し、また、その当時の余りに封建的で古色蒼然たる韓国民法に驚きました。そのようななかで、自分の求めている理念的な葛藤と同時に、相続など現実の紛争解決のための道具としての韓国法に興味をもち、韓国法にのめり込む。これがひとつのタイプであります。

第2の類型としましては、法とはそもそも現実の社会において実効性を有する生きて規範でありますから、それは現実の韓国の社会や韓国人の意識に根差しているわけです。したがって、それぞれの国の法律を比較検討することで、その国の社会や文化、国民性をよりよく知ることができます。韓国に旅行に行ったり、韓国人の友人ができたりして、韓国の文化に触れますと、多くの人は日本との違いに関心を抱きますが、そのとき、法学研究者、特に法社会学といわれる分野の研究者たちは、そこに研究する価値があることを予感するのです。確かに、両国の法制度を比較してみます

と、直感的な感覚で表現するならば、良くも悪くも感情を表に出す、いわば原色の韓国人と、感情を内に秘めることでより効果的な主張が可能であると考えた中間色の日本人との性格の違いを、両国の法制度も、また法の解釈学も、よく反映しているように思います。そこに関心を惹かれて、学び始めたというのが第2の類型であります。

第3の類型としましては、韓国においては西欧の近代法を移植する過程で、あるときは能動的に、しかし多くの場合は植民地支配の下で、日本化された法の近代化を強制的に経験することになります。このような経緯をどのように評価するかという問題は、それ自体が、法の歴史を研究する法制史の大きな研究課題ですので、このような観点から、韓国の法の研究に入る人も決して少なくありません。日本植民地時代の韓国の法制史の研究は、韓国の地で施行されたという意味では、植民地化された韓国自身の問題であると同時に、その地で植民地支配をしたという意味では、日本自身の問題でもあるのですから、この両国においては他人事として目をそらして済ましてよいわけがありません。過去の延長線上に現在があり、未来は現在の延長線上にしか存しないとすれば、過去から学ぶのは非常に重要なことだと私は思っております。

しかし、このような韓国と日本における法の近代化の過程の結果、良かれ悪しかれ日本と韓国とは、他のいかなる国よりも似通った法制度を有することになりました。それは、敢えて譬えれば、日本と韓国との双方にとって、法律学という社会科学における最も良質な実験室を手に入れたことを意味するわけであります。法が現実の社会において、実効性のある規範として、国民に受け入れられるためには、法の内容と運用が現実の社会と決して対立することなく、また乖離することなく、しかも現実の社会をよりよい方向へ導くために一歩先に進んでいることが必要です。要するに、最も優れた法制度とは、社会の安定と進歩を支えるものでなければならないのですから、その国の法制度と余りに異なった法制度を、それがいかに興味深いものであったとしても、その副作用を考えれば、それを安易に導入することには慎重でなければなりません。自然科学の分野ですと実験室での失敗は許されますが、社会科学の分野では実験室での失敗も許されません。これに対して、類似した法制度を有している国と社会で効果を発揮している新しい法制度は、既に互いの国の実験室で相当の安全性が確認されているわけですから、余り副作用を心配する必要はありません。特に韓国の経済発展と民主化の成熟は、日本と韓国の類似性をこれまで以上に高めています。例えば少子高齢化という現実、日本と同様に韓国も直面している現実であります。ここに、第4の類型として、今や日本でも、新しい法律の制定の参考のために韓国法を学ぶこ

との必要性が認識されるようになってきました。例えば、私の研究分野の行政法におきましても、最近全面改正されました行政不服審査法などは、実は韓国法をひとつのモデルとして参考にしたといわれている、そういう現状であります。

私はこのシンポジウムのポスターに次のように書きました。「一衣帯水の日本と韓国は、多くの友好と敵対の歴史を重ねてきた。このような両国の相克の歴史は、多くの点で類似の法制度を形成する一方で、儒教文化受容の強弱、近代化における自律と他律、国土の分断の有無などを反映して、法の制定と運用において独自の法文化をも形成してきている。われわれはこの類似と相違の間にこそ、両国にとっての新しい法制度と運用を創造するための大きな示唆が潜んでいると信ずる。今回のシンポジウムを通じて、報告者とコメントーター、そして聴衆の方々との、その存在の一端でも明らかにすることができればと願っている」と。今、この会場にお集まりいただいた皆様の熱気を壇上から感じて、益々その感を強くしているところでございます。

今回のこのシンポジウムは、建学以来、法律学の果たす役割をどこまでも信じて、社会に学問的成果を還元することを使命とされてきた専修大学の輝かしい伝統を受け継いだ法学研究所だからこそ、南北の対立、日本と韓国との歴史認識の軋轢など、様々な政治的な思惑に巻き込まれがちな日本社会の状況に怯むことなく、果敢に開催できたものであると、私は思っております。ここに、韓国法の研究に携わる研究者の1人として、専修大学法学研究所の取り組みに心からの敬意を表すると共に、この席に座る1人の聴衆として、これから始まるシンポジウムが大きな成果を挙げることを楽しみにしております。

これをもちまして、私の趣旨説明とさせていただきます。(拍手)